

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定による愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の母である〇〇さん（以下「母」という。）に対し令和2年5月27日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

ウィスク73であり、服の調整もできず、冬なのに夏服を着て風邪を引き、高熱を出す。体が硬く、背中を洗えない。眼球が上下にしか動かない。タ行とナ行を混同している。チャチュチョが書けない。文章を書いても支離滅裂になってしまう。生活をしていても、兄弟げんかが絶えない。暴力を振るう。爪を噛んでしまい血が出るまで噛んでいる。融通が利かない。臨機応変にできない。教えても毎日下着をズボンの中に入れられない。髪を洗うとき、

指を立てて洗うことができず、撫でて洗ってしまう。本当に困っています。数値だけで判断しないでください。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月9日	諮問
令和3年1月21日	審議（第51回第1部会）
令和3年2月5日	処分庁へ調査照会
令和3年2月19日	処分庁から回答を收受
令和3年2月26日	審議（第52回第1部会）
令和3年3月4日	処分庁へ調査照会
令和3年3月11日	処分庁から回答を收受
令和3年3月15日	審議（第53回第1部会）
令和3年4月19日	審議（第54回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 都要綱等について

- (1) 都要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とすると定め、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都

児童相談所条例により設置された児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置された東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付すると定める。

- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあつては児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により請求人に通知するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当

しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 都要綱 12 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 本件処分の検討

〇〇児童相談所（以下「児相所」という。）長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

児相所長は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していることが認められる。

ア 「知能測定値」について

知能検査の結果は、IQ 78 と判定されていることから、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定した。

イ 「学習能力」について

知能検査の 8 歳級の漢字混じり文の書取りや、暗算で文章題を解くことはスピーディに対応できていた。10 歳級から 11 歳級までの視覚的な刺激図形を記憶して再生することや文章の聴覚的記憶も可能であり、基礎学力を有している。加えて、12 歳級の 3 つの物の類似点も的確に説明できており、概念思考が可能なことや、合格水準には至らないものの、論理的思考、推論も一部可能であった。また、請求人の情緒障

害児学級在籍時の学業成績は、英語以外おおむね「3」の評価であった。

以上により、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算がほぼ可能」を上回るものとして、「非該当」と判定した。

ウ 「作業能力」について

知能検査の11歳級から12歳級までの「ボール探し」では、検査教示を理解し、頼まれたことに対し計画性と法則性をもって緻密に作業する姿が回答になって表れていた。

以上により、個別判定基準表における「単純な作業が可能」を上回るものとして、「非該当」と判定した。

エ 「社会性」について

広汎性発達障害の診断を有し、小学校時代に通常級でいじめられる経験を有するが、中学校入学後は在席の情緒障害児学級で友人もでき、新型コロナウイルス感染症対策で休校状態になった際も学校に行きたがっていた。知能検査課題にもまじめに取り組み、回答の正誤を気にしつつも、検査者の次の問題項目提示に気持ちを切り替えて取り組んでいる。場面にふさわしい行動がとれている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」を上回るものとして、「非該当」と判定した。

オ 「意思疎通」について

面接場面での言語のやりとりから日常会話は可能である。知能検査の11歳級から12歳級までの生活場面に即した問題解決力に基づく説明が的確であることや、12歳級から13歳級までの抽象語の定義にも合格水準には至らないものの、正答を出せるものもあった。たずねられたことの主旨に即した思考・判断に基づく説明が可能である。文字を通した意思

疎通も可能である。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」を上回るものとして、「非該当」と判定した。

カ 「身体的健康」について

請求人は、定期的に医療機関に通院し、抗不安薬を服用しているが、判定時には服薬の影響で眠くなるような様子は見られず、また、てんかんやその他身体的な疾患はないことから、身体的健康については「非該当」と判定した。

キ 「日常行動」について

請求人が母に対して退行的な言動を見せたり、姉とリモコン争奪戦などのケンカを行うこともあるが、学校では今のところ大きな逸脱もなく過ごせていることから、日常行動については「非該当」と判定した。

ク 「基本的生活」について

請求人は、下着をズボンに入れられないだらしなさや、身体が硬く背中が洗体がうまくいかないこと、洗髪時もうまく泡立てられないことを母から指摘されているが、排泄や食事も含め生活習慣としては自立していることから、基本的生活については「非該当」と判定した。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中全ての項目が非該当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児相所における専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判

定は、非該当と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的障害には該当せず」と、心理学的所見欄には「CA14：1 修正13：9 MA10：9 IQ78（鈴木ビネー式）」と、社会診断所見欄には「何らかの社会的支援が必要と考えられるが、愛の手帳には該当しない。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「前各号（1度（再重度）から4度（軽度）まで及び程度不明）に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当である。

したがって、同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分が違法、不当である旨主張している。

しかし、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

4 なお、請求人は「ウイスク73」である（上記第3）として、本件処分の違法性・不当性を主張していると解されるので、この点に関し、当審査会において、行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対し、知能検査「WISC-IV」の概要について、田中ビネー検

査及び鈴木ビネー検査と比較してどのような検査技法であるのか説明を求めたところ、処分庁から以下の回答があった。

「『WISC-IV』は、児童の知能測定のために作成された検査です。対象者の能力をさまざまな角度から測定することを目的としています。…（中略）…一方、田中ビネー検査及び鈴木ビネー検査も知能検査ですが、…（中略）…知的発達の進み具合、あるいは遅れ具合をトータルにとらえることができます。…（中略）…福祉領域においては、療育手帳（東京都では『愛の手帳』）の判定のために使用されることが多く、現在全国の自治体のうち、96%がビネー式知能検査を使用しています。」

以上のことから、本件判定に当たり、処分庁が田中ビネー式の知能検査の結果として得たIQ78を採用したことには、合理的な理由がある。

また、請求人は、「眼球が上下にしか動かない。タ行とナ行を混同している。チャチュチョが書けない。文章を書いても支離滅裂になってしまう」など、児相所の心理担当者との面接時に言及されなかった請求人の現象を指摘し、「数値だけで判断しないでください。」と主張している（上記第3）。この点に関しても、当審査会において、行政不服審査法74条に基づき、処分庁に対し、本判定との関係について説明を求めたところ、処分庁から以下の回答があった。

「請求人については、知能検査結果や面接場面での受け答えの様子、保護者からの面接時に聞き取った日常生活状況等から総合的に知的障害には該当しないと判断していますので、面接時に陳述されなかったそれらの現象が現実にあったとしても、知的障害に伴って二次的に発生したものであるという判断は成り立たないことから、本件判定に影響を与えるものではないとしました。」

以上のことから、この点に関する請求人の主張については、処分庁の判定の合理性を左右するものではないと判断される。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1 及び別紙2 (略)